令和5年度第18回庁議提案 審議・報告・その他

提 出 日:令和5年12月27日

担当部・課:総務部人事課[内線4063]

① 件 名

職員の服務の宣誓の見直しについて

② 施策等を必要とする背景及び目的(理由)

【背景】

令和5年3月、本市のDXの推進を図るため、令和3年1月に策定した「行政手続きに関する押印、書面規制等の見直し指針」の改定を行い、会計手続、人事手続等の行政内部の手続についても、押印等の廃止を行い、簡素化を推進することとした。

【目的】

石巻市職員の服務の宣誓に関する条例に基づく服務の宣誓の際における署名、押印等を不要とし、 事務手続の簡素化を図る。

③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性

【根拠法令】書面規制、押印、対面規制の見直し指針(令和5年3月24日改定版)

【総合計画との整合性 総合計画の位置付け:有・無】

④ 提案に至るまでの経過(市民参加の有無とその内容を含む。)

令和2年 7月 地方公共団体における書面規制、押印、対面規制の見直しについて

(総務省自治行政局長通知)

12月 地方公共団体における押印見直しマニュアル(内閣府)

令和3年 1月 行政手続に関する押印、書面規制等の見直し指針の策定

令和5年3月 行政手続に関する押印、書面規制等の見直し指針の改定

(指針名変更:書面規制、押印、対面規制の見直し指針)

⑤ 主な内容

新たに職員になった者に対して義務付けている服務の宣誓の手続において、署名、押印等を廃止し、次のとおり見直しを行う。

【現行】新たに職員になった者は、任命権者<u>又は任命権者の定める上級の公務員の面前において</u>宣誓書に署名・押印する。

【改正】新たに職員になった者は、任命権者<u>に</u>宣誓書<u>を提出</u>する。

⑥ 実施した場合の影響・効果(財源措置及び複数年のコスト計算を含む。)

【影響・効果】

事務手続の簡素化が図られる。

⑦ 他の自治体の政策との比較検討

宮城県、気仙沼市、東松島市等で実施済み

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

令和6年2月 市議会第1回定例会に石巻市職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正について 提案(施行予定年月日:令和6年4月1日)

9 その他